

平成 30 年 4 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 サイゼリヤ  
代表者名 代表取締役 堀埜 一成  
(コード番号 7581 東証第一部)  
問合せ先 総務部広報課長 儀間 智  
(TEL 048-991-9611)

### 和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社並びに当社社員及び当社元社員（以下「当社ら」と総称します。）は、東京地方裁判所において、自死した当社元準社員に対し、当社元社員によるセクハラ等がなされたか否か、また、当社らの法的責任の有無が争いになった件で、平成 27 年 7 月 21 日付で、損害賠償請求訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）を提起されておりましたが、このたび、平成 30 年 3 月 15 日付で、原告である当社元準社員のご遺族（以下「原告」といいます。）との間での和解に合意しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 1.和解に至る経緯

平成 29 年 11 月 29 日及び同年 12 月 20 日に関係者の尋問手続が実施された後、裁判所からの和解協議のご提案があり、裁判所の心証開示を経て原告から和解による解決への前向きな姿勢が示されました。当社らとしては、本件訴訟の提起及びこれに伴う報道各社による報道等によって当社らの受けた社会的・経済的信用低下の回復を目指し、訴訟追行を継続してまいりましたが、上記を受けて当社らにおいて、当社らの主張が概ね認められるとの認識に至ったこと、また、当社らの受けた社会的・経済的信用低下の回復のための本公表文の公表及び当社らの原告への支払金額等を含め、当社らの要望がほぼ採用された和解条項となりましたことから、和解に応じることといたしました。

#### 2.和解の内容（概要）

- ・当社は、原告に対し、死亡した当社元準社員が、正社員として当社に勤務した場合と同等の額の弔慰金（ただし、準社員弔慰金制度に基づき支払済みの弔慰金を控除した額とする。）を支払い、当社元社員は、原告に対し、別途、弔慰金を支払う。
- ・当社は、当社が取り組んでいる従業員が互いに気軽に相談し合えるコミュニティの形成について、より一層の充実を図るよう努める。
- ・当社は、当社における従業員へのセクシャルハラスメント防止にかかる教育について、より一層の充実を図るよう努める。
- ・原告は、当社役員に対する別訴における請求を放棄する。
- ・原告は、労災不支給決定に係る不服申し立てを取り下げる。

- ・原告及び当社らは、死亡した当社元準社員、原告及び当社らのプライバシー及び社会的・経済的信用等に十分に配慮し、本社訴訟資料その他本件に関する資料の取り扱いに留意するとともに、媒体の如何を問わず、これらを第三者に交付済みの場合は、当該第三者（裁判所、労働基準監督署等の公的機関を除く。）をして破棄又は返還させるとともに、その内容について口外しないよう指導する。

### 3.今後の見通し

本和解による 46 期の業績予想に変更はありません。

以 上